貸付資金の種類

１．総合支援資金（※平成 27 年度より原則として自立相談支援の利用を前提としています）

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの要件にも該当する場合に、（１）から（３）に掲げる費用として貸し付ける資金です。

（ア）失業者等、日常生活全般に困難を抱えていること

離職者が生活支援費を借り入れる場合、以下①から④のすべてに該当すること

① 失業後２年以内である。

② 世帯の生計中心者として６ヶ月以上生計を維持していたこと。

③ 就労可能な状態であり、就職するための努力をしている。

④ 雇用保険を受給していない。（受給資格がある場合は、すでに受給を終了している。）

（イ）生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要としていること

（ウ）貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であること

（エ）低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること

（オ）資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）の本人確認が可能であること

（カ）現に住居を有していること又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当（以下「住宅手当」という。）の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること

（キ）実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること

（ク）実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること

（ケ）失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

（１）生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用

（２）住宅入居費

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

（３）一時生活再建費

生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用

２．福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）に対し、次の各号に掲げる費用として貸し付ける資金です。

（１）福祉費

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用

（ア）生業を営むために必要な経費
（イ）技能修得に必要な経費
（ウ）住宅の増改築、補修等に必要な経費
（エ）福祉用具等の購入に必要な経費
（オ）障がい者用自動車の購入に必要な経費
（カ）中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
（キ）負傷又は疾病の療養に必要な経費
（ク）介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費
（ケ）災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
（コ）冠婚葬祭に必要な経費
（サ）住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
（シ）就職、技能習得等の支度に必要な経費
（ス）その他日常生活上一時的に必要な経費

（２）緊急小口資金（※平成 27 年度より原則として自立相談支援の利用を前提としています）

次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用

（ア）医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
（イ）給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき
（ウ）火災等被災によって生活費が必要なとき
（エ）その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき

３．教育支援資金

低所得世帯に対し、次の各号に掲げる費用として貸し付ける資金です。

（１）教育支援費

低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。以下「高等学校」という。）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む。）又は高等専門学校に就学するのに必要な経費

（２）就学支度費

低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む。）又は高等専門学校への入学に際し必要な経費

４．不動産担保型生活資金

次に掲げる資金です。

（１）不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金

（２）要保護世帯向け不動産担保型生活資金（※福祉事務所が窓口）

生活保護受給中又は申請中（申請予定を含む）の高齢者世帯が、所有する一定の居住用不動産を担保にその住居に住み続ける上で必要な生活費を貸し付ける資金

貸付対象者は、次のいずれにも該当する低所得の高齢者世帯です。

（ア）資金の貸付を受けようとする者が単独で所有する不動産（同居している貸付を受けようとする者の配偶者が連借受人となる場合に限り、当該配偶者と共有する不動産を含む。）に居住していること。

（イ）賃借権その他の利用権又は抵当権その他の担保権が設定されていない不動産に居住していること。

（ウ）貸付を受けようとする者の配偶者及び親（配偶者の親を含む。）以外の者が同居していないこと。

（エ）原則として、世帯の構成員が６５歳以上であること。

（オ）借入申込世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること。

（カ）担保に供する不動産（土地）の評価額が１，０００万円以上であること。